

公的な立場で活動します

民生委員は、民生委員法に定められ、地域の推薦を経て厚生労働大臣から委嘱を受けて活動する相談員です。

担当区域で活動します

原則、自治会の区域などを自分の担当区域として活動します。児童や子育ての相談に対応する「児童委員」も兼ねています。また区域を定めずに専ら児童・子育ての問題に対応する「主任児童委員」もいます。

22地区で組織されています

全員が、市内22地区ごとに組織された地区民生委員児童委員協議会に属して、毎月の定例会で担当世帯の援助方法を学んだり、地域の福祉問題を検討しています。

秘密は守られます

民生委員・児童委員には守秘義務があります。地域のみなさまから受けた相談内容については秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援を行いません。



広げよう地域に
根ざした思いやり

年 月 日 現在

あなたの担当の（民生委員・児童委員）は…
主任児童委員

委員氏名： です。

お気軽にお声かけください。

相模原市民生委員児童委員協議会

〒252-0236
相模原市中央区富士見 6-1-20
相模原市社会福祉協議会内
電話：042-704-6275
FAX：042-786-6182

いつも
みなさんの
そばに…



民生委員・児童委員
主任児童委員



相模原市民生委員児童委員協議会

お住まいの地域の民生委員に
ご相談がある場合は、

市生活福祉課へ

電話 **042-851-3170**

民生委員・児童委員は 身近な地域の相談役です

赤ちゃんから高齢者まで幅広く支援します

高齢者、障がい者、子育て中の人、経済的に生活に困っている人など福祉に関わる問題を抱える方たちの支援をします。

様々な相談に応じます

民生委員活動の基本は、相談援助です。自分が担当する地域の方から相談を受けると、ご自宅を訪問するなど、相談に応じます。

- 介護・福祉サービス等の説明
- 高齢者世帯への訪問
- 声かけ・安否確認
- 悪質商法被害の予防、拡大防止
- 児童虐待の発見・通報
- 地域の子育て情報提供
- いじめ・不登校・非行相談
- 生活上の悩み、生活困窮、ニート(若年無業者)等
- その他

行政や専門機関とのパイプ役です

内容に応じた適切な福祉サービスや専門の相談機関を紹介したり、ボランティア活動につなげる等行政や地域活動とのパイプ役です。

地域の福祉活動をすすめます

「ふれあい・いきいきサロン」などの高齢者の交流の場づくりや地区社会福祉協議会の活動に協力するなど地域の福祉活動をすすめます。

